

## 有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者3者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

### 記

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

関電ファシリティーズ株式会社

期間：令和7年7月4日～令和7年11月14日（3ヶ月と6週間）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社KANSOテクノス

期間：令和7年7月4日～令和7年9月3日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

株式会社かんでんエンジニアリング

期間：令和7年7月4日～令和7年10月3日（3ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

#### 2. 指名停止の理由

関電ファシリティーズ株式会社は令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

- ① 当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによつて不正に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。
- ② 当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによつて不正に資格（A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。

株式会社KANSOテクノス、株式会社かんでんエンジニアリングおよび関電プラント株式会社は建設業許可部局（近畿地方整備局）より以下の監督処分を受けた。

当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。